

| 会 議 記 録          |   |         |               |                                      |
|------------------|---|---------|---------------|--------------------------------------|
| 会 議 の 名 称        | 議 会 運 営 委 員 会   |         |               | 会 議 場 所 第 3 委 員 会 室<br>担 当 職 員 鈴 木 智 |
| 日 時              | 令 和 元 年 1 2 月 2 日 ( 月 曜 日 )   |         | 開 議           | 午 前 9 時 0 0 分                        |
|                  |   |         | 閉 議           | 午 前 9 時 2 9 分                        |
| 出 席 委 員          | ◎木曾 ○菱田 三上 山本 赤坂 福井 西口 ( 委 員 外 議 員 ) 小 松<br>< 齊 藤 議 長 > < 藤 本 副 議 長 > |         |               |                                      |
| 執 行 機 関<br>出 席 者 |   |         |               |                                      |
| 事 務 局<br>出 席 者   | 山内事務局長、井上次長、船越副課長、鈴木議事調査係長  |         |               |                                      |
| 傍 聴              | 可   | 市 民 1 名 | 報 道 関 係 者 0 名 | 議 員 2 名 ( 松 山 、 平 本 )                |

## 会 議 の 概 要

9 : 0 0

[木曾委員長 開議]

### 1 議第 1 号議案の発議者について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

議第 1 号議案については、前回の議会運営委員会で、各会派の幹事長が発議者になることで決定した。しかし、緑風会では状況が変わったので、赤坂委員から説明する。

<赤坂委員>

松山議員が議案に賛成できないこととなったので、木曾幹事長が議員個人として発議者になるように調整いただきたい。

<木曾委員長>

そのように了承いただけるか。

<西口委員>

議員個人と言われたが、松山議員を除いた会派としての考えはどうか。

<木曾委員長>

5 人の議員は賛成する。それを会派としてみなしていただければ、それでもよい。

<西口委員>

私はそれでよいと思う。

<福井委員>

それで結構である。

新清流会としては、西口幹事長が発議者になるという考えに変わりはない。

<木曾委員長>

それではそのように取り扱うこととするがよいか。

—全員了—

### 2 議場へのマイボトルの持ち込みについて

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

市長から議場へマイボトルを持ち込むことについての要請がある。本会議における議員の飲食物の持ち込みについては、どのような規定があるのか。

<事務局長>

傍聴者については、傍聴規則で飲食禁止となっている。議員については、会議規則が適用されるが、飲食の禁止規定はなく、議長の議事整理権になると考える。また、環境政策課が資料を提出しており、今回要請される持ち込みの目的や現状も記載されている。

<西口委員>

私は持ち込んでよいと考える。議員それぞれに考え方がるので、全員の意見を聞いてはどうか。

<赤坂委員>

会派では、全員がマイボトルを持ち込むのであれば、大きさや色を統一するのがよいという意見があった。最終的には、現在水差しを置いている議長、市長、発言者のみ、マイボトルを持ち込むこととすればよいという意見でまとまった。

<三上委員>

傍聴者は飲食できないこととなっている。もし、傍聴者が何かを持ち込まれると、落とされるかもしれない。執行部の資料を見てみると、「事務局職員の負担軽減」「働き方改革」ということを大げさに書かれている。そこまで執行部で考えられているのかと、思ってしまいが、会派では現状のままでよいと考えている。

<山本委員>

環境の取り組みに対するアピールが大きいのではないかと考える。執行部の持ち込みを許可するのであれば、傍聴者のことも一緒に考えていく必要がある。水差しのことから考えていくこと等について、継続して考えていけばよいという意見である。

<福井委員>

この話はPRということではなく、議員や傍聴者も含め、今まで水を飲んでいないのに、議場で飲む必要があるのかということである。その議論を最初にしないとおかしいのではないか。プラスチックごみゼロ宣言は議会も一緒にしたが、一番大事な議場でのルールを議会が決めずに、執行部がPRのためにマイボトルを持参することを許してよいのか。議会として水を飲む必要があるということであれば、ペットボトルではなくマイボトルの持ち込みを考えていけばよい。議長が許可されるのであれば、今回一度だけ、理事者がマイボトルを持ち込むことを許可してもよいと思う。しかし、継続的に持ち込むこととは別の話である。

<菱田副委員長>

マイボトルをアピールするだけのものであるのか、脱水症状を起こすから持ち込みが必要なのかということを経験すべきである。そこを履き違えると、傍聴者にも失礼になるのではないか。もう少し継続して協議していく必要がある。

<三上委員>

今まで議員からは、のどが渇くので水分補給したいという意見はなかった。持ち込みが必要かどうかを議論することが大事である。当会派では、特にその必要性は感じないという意見である。委員会には持ち込んでいるので、継続して検討していけばよい。千葉県内の市議会で、マイボトルを持ち込んだ議員が、持ち込みはだめだと言われたというニュースを見たことがある。亀岡市議会で、一度だけ持ち込みを許可し、次からは持ち込んではいけないということにはできないのではないか。

<木曾委員長>

議場のことについては、議長の議事整理権になる。1度だけ持ち込みを許可するのか等については、判断しづらい部分があると思うが、議長の意見を聞きたい。

<齊藤議長>

市長には、私個人の判断ではなく、議会運営委員会の判断で結論を出すと言っている。マイボトルの持ち込みについては、市のPRの材料に使われるものである。このことと必要性は別の問題であり、今後議論していきたいと考える。今までは持参してこなかったのが、環境先進都市に向かっていく中のアピールの1つとして、判断するのが賢明なのではないか。

<木曾委員長>

今回については、意見の一致が見られなかったのが、継続して検討することとする。  
—全員了—

<木曾委員長>

今回はマイボトルを持ち込まないということ、執行部に伝えていただきたい。

<事務局長>

執行部からの資料に、一般質問者用の水差しに関して「事務局職員の負担軽減、ひいては働き方改革の一つになる」と記載されているが、議会事務局が言っていることではないのでご確認いただきたい。

### 3 第9号議案に係る総務文教常任委員会の審査（傍聴）について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

この議案については、本日の朝刊にも載っていたが、全体的に大きく変わる内容である。この件については、総務文教常任委員長の福井委員に聞きたい。

<福井委員>

第9号議案の議案名は。

<事務局長>

第9号議案の議案名は、「亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」である。

<福井委員>

委員会としては、この議案は大変重要なものである。総務文教常任委員以外の議員にも内容を聞いてもらうことが必要であるという意見でまとまった。このことを齊藤議長に申し入れ、議会運営委員会の議題としていただいた経過があるので、申し添えておく。

<木曾委員長>

総務文教常任委員会を傍聴することとするのか、別の日程で全員協議会を開くのか、どのように考えるのか意見を聞きたい。

<西口委員>

日程が合えば全員協議会でよいのではないか。

<木曾委員長>

審査日程上、別日に全員協議会を開催することは可能であるのか。

<事務局長>

委員会としては、午前と午後で審査することは可能だと考える。時間が不足するのであれば、委員会の予備日もある。どうしても必要であれば、委員会の予備日に全員協議会を開催いただくことも可能である。

<木曾委員長>

総務文教常任委員会で採決した後に、全員協議会を開催することになってしまうのではないかと考える。

<事務局長>

全員協議会を開催する場合、その後に総務文教常任委員会で採決いただく方がよいと考える。

<木曾委員長>

日程的には、総務文教常任委員会を開催するまでに、全員協議会を開催する方がよいのではないかと考える。

<事務局長>

総務文教常任委員会の傍聴で対応することに決定いただいた場合、議案審査の場所を全員協議会室に変更し、質疑等の後に討論・採決を実施いただくこととなる。全員協議会を開催し対応いただく場合には、総務文教常任委員会での質疑等の後に全員協議会を開催いただく。その後、総務文教常任委員会を開催し討論・採決を実施いただくことになる。

<赤坂委員>

西口委員が言われたように実施すればよいと考える。

<三上委員>

今回の議題としては、総務文教常任委員会での執行部の説明や質疑等の審査を、できるだけ多くの他の常任委員会の委員が傍聴できるように、全員協議会室で総務文教常任委員会を実施するという事ではないのか。全員協議会を開くという案ではないと思う。そして、休憩時に会派の意見を聞き、採決に反映すればよいという意味として捉えている。

<山本委員>

私も総務文教常任委員会の審査を傍聴してもらうために、全員協議会室で開催するという認識であった。

<木曾委員長>

今回は重要案件があるので、総務文教常任委員会の審査を全員協議会室で実施することとする。

—全員了—

#### 4 その他

(なし)

<木曾委員長>

この後、午前10時から本会議が開催されるので、よろしく願います。

9 : 29